

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

### 防油堤の改修等について

先般の危険物の規制に関する政令（以下「政令」という。）及び危険物の規制に関する規則（以下「規則」という。）の一部改正（昭和51年政令第153号並びに昭和51年自治省令第7号及び自治省令第18号）に伴い、防油堤の改修又は新設が義務付けられたところであり、既にその一部については「防油堤の構造等に関する運用基準について」（昭和52年11月14日付け消防危第162号各都道府県消防主管部長あて消防庁危険物規制課長通達（以下「昭和52年通達」という。））に従い改修又は新設が進められているところである。

ところで、昭和53年6月12日に発生した1978年宮城県沖地震において、東北石油(株)仙台製油所内の屋外貯蔵タンクから重油等が流出し、防油堤内に滞留した流出油の一部が、防油堤の地表面下の地盤の部分に横断して設置されていた管渠埋設部付近から防油堤外に漏出する事故が発生した。

このような事故に対処するためにも、既設防油堤の改修及び新たな防油堤の設置について、経過措置期限（昭和55年12月31日又は昭和56年6月30日）内であつてもできるだけ早期に完了するよう促進する必要があるものである。

ついては、防油堤の改修等の措置が未だ完了していない屋外タンク貯蔵所の所有者等に対しては、下記事項に留意のうえ、その改修計画等を個別に聴取され、早期に措置するようよろしくご指導願いたい。

また、上記事故の発生にかんがみ、防油堤の地表面下の地盤の部分に管渠等が横断する箇所への漏出防止措置を併せて実施するようご指導願うとともに、この措置の実施に当たっては、別紙「防油堤の地表面下の地盤の部分に管渠等が横断する箇所の措置について」（以下「別紙運用基準」という。）により運用されるようお願いする。

なお、別紙運用基準による措置は防油堤の改修等が既に完了している防油堤についても実施すべきものであり、また未改修の防油堤のうち、防油堤の改修等の計画が未だ明らかになつていないものについては、当該改修と切り離して出来るだけ早期に実施することが望ましいものである。

おつて管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしくご指導願いたい。

記

## 第1 許可等に関する事項について

防油堤の改修等（昭和52年通達別紙第1及び第2に定めるところにより行う防油堤の新設及び改修並びに別紙運用基準により行う措置をいう。以下この項において同じ。）の工事を行うにあたっては、消防法（以下「法」という。）第11条第1項の変更に係る許可が必要であるが、許可等については昭和52年通達別紙第5に定めるところによるほか次によること。

- (1) 法第11条第1項の変更に係る許可を受けた屋外タンク貯蔵所は当該変更に係る完成検査を受け、技術上の基準に適合していると認められた後でなければ使用することができないものであること。ただし、法第11条第5項の規定に基づき当該屋外タンク貯蔵所のうち改修等の工事を行う防油堤以外の部分について仮使用を認めることができるものであること。この場合においては次によること。
  - ① 仮使用の承認は屋外タンク貯蔵所において危険物を単に貯蔵するのみで、取扱いのない場合であつても必要であること。
  - ② 引火点が21度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所に係る防油堤の改修等の工事に際して火気を使用する場合は仮使用を認めないこと。ただし、火災予防上十分な安全対策を講じた場合はこの限りでない。
  - ③ 防油堤の改修等の工事の際には、土のう積み等の仮設防油堤を設ける場合に限り仮使用を認めること。なお仮設防油堤の容量は、上記昭和51年自治省令第7号による改正前の規則に定める基準に適合するものであれば足りるものであること。
- (2) 防油堤の改修等の工事のみを行う場合において、当該防油堤内に収納される屋外貯蔵タンクのうち主たるタンク以外のタンクに係る屋外タンク貯蔵所については、法第11条第1項の変更に係る許可は必要ないものであるが、その安全性の確保については十分に配慮するよう指導すること。特に政令第24条第2号から第4号まで及び第13号に定める基準を遵守させるようあらかじめ十分指導すること。
- (3) 法第11条第1項の変更に係る許可等については、防油堤の改修等の工事の内容が、別紙運用基準により行う措置のみの場合であつても、昭和52年通達別紙第5並びに上記(1)及び(2)に準じて取り扱うべきものであること。

## 第2 税制、金融上の措置について

防油堤の改修を促進するため、次のとおり税制、金融上の措置が講じられていること。

- (1) 防油堤に係る固定資産税について軽減措置がとられており、その内容は次のとおりであること（地方税法附則第15条第15項参照）。
  - ① 特例の対象となる防油堤  
昭和51年3月31日において消防法第11条第1項の規定による許可を受けていた屋外タンク貯蔵所に係る防油堤のうち、昭和51年自治省令第7号による改正後の規則に定める基準に適合させるため昭和51年4月1日か

ら昭和55年12月31日までの間に新築され又は増築されたもの（経過措置期限が昭和55年12月31日までのものに限る。）。

② 特例の内容

上記①に掲げる防油堤（増築されたものにあつては、当該増築部分に限る。）に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額が課税標準とされるものであること。なお、「増築部分」の範囲については自治省税務局固定資産税課長に照会したところ次のとおりであること。

ア 規則第22条第2項第1号、第2号及び第9号に定める基準に適合させるためかさ上げ等の改修を行つた防油堤の部分

イ 規則第22条第2項第12号に定める基準に適合させるため講じた貫通配管の保護措置

ウ 規則第22条第2項第16号に定める基準に適合させるため設けた階段又は土砂の盛上げ

エ 昭和52年通達別紙第1の3及び第2の2の（2）に基づく措置として講じた2次油堤又は連結工

③ 特例の適用される固定資産税

新たに固定資産税が課されることとなつた年度から5年度分の固定資産税

(2) 防油堤の改修等に係る費用（昭和51年自治省令第7号及び自治省令第18号による改正後の規則に定める基準に適合させるために行う工事に要するすべての費用をいう。）については、日本開発銀行の融資対象とされており、その内容（昭和53年度）は次のとおりであること。

① 融資準備総額 （安全対策工事全般に対する額）400億円

② 融資比率 工事に要する費用の50パーセント程度を上限とする。

③ 融資利率 年利6.75パーセント

④ 融資期間 10年程度を限度とする。

なお、融資手続等については、「危険物の規制に関する政省令の改正に伴う金融上の措置について」（昭和51年11月1日付け消防危第79号各都道府県消防主管部長あて消防庁危険物規制課長通達）を参照されたい。

別紙

防油堤の地表面下の地盤の部分を管渠等が横断する箇所の措置について

危険物の規制に関する規則第22条第2項第9号に規定する防油堤の構造について、防油堤の地表面下の地盤の部分を管渠等が横断する箇所の漏出防止措置等は下記によるものとする。

記

1 防油堤の地表面下の地盤の部分を横断して入出荷用配管、消火用配管、排水用管、電線路、連結工用函渠等のうち呼び径が40Aを超えるもの（以下「管渠等」という。）を設けないこと。ただし、次に掲げる措置を講じた場合は必要最小限の管渠等に限り防油堤の地表面下の地盤の部分を横断して設置することができるものであること。

なお、この場合においては、2①又は②の措置を併せて実施することが望ましいものであること。

- (1) 管渠等は防油堤築造前に埋設すること。
- (2) 鉄筋コンクリート造防油堤にあつてはその壁内面から、盛土造防油堤にあつてはその表のり尻から4 m以上、及び鉄筋コンクリート造防油堤にあつてはそのフーチング外端から、盛土造防油堤にあつてはその裏のり尻から1 m以上の範囲について次の要領で埋戻しを行うこと（例図1参照）。
  - ① 良質な埋戻し材料を用い、適切な機械で十分な締固めを行うこと。なお、埋設した管渠等の周囲は、特に念入りに締固めを行うこと。
  - ② 平坦に敷き均し、一層毎の締固め厚さは概ね20 cm以下とすること。

2 既設の防油堤の地表面下の地盤の部分を横断して新たに管渠等を設置することはできないものであること。ただし、1(2)に準じて埋戻しを行い、かつ、管渠等が横断する部分又はその上部地表面に次のうちいずれか適当な措置を講じた場合は必要最小限の管渠等に限り防油堤の地表面下の地盤の部分を横断して設置することができるものであること。

① 遮水壁の設置（例図2参照）

遮水壁は次によること。

- ア 遮水壁は矢板（鋼製又はプレキャストコンクリート製）又は現場打ちコンクリートで造ること。
- イ 遮水壁の施工範囲は、管渠等の外端から左右にあつては2 m以上、下方にあつては1 m以上、上方にあつては地表面まで（鉄筋コンクリート造防油堤のフーチングに遮水壁を緊結する場合にはフーチングの位置まで）、とすること。
- ウ 遮水壁の上端部と防油堤との間の地表面は厚さ10 cm以上の耐油性の不透水性材料で覆うこと。
- エ 遮水壁を現場打ちコンクリートにより造る場合は、当該遮水壁の厚さを10 cm以上とすること。

② ブランケットの設置（例図3参照）

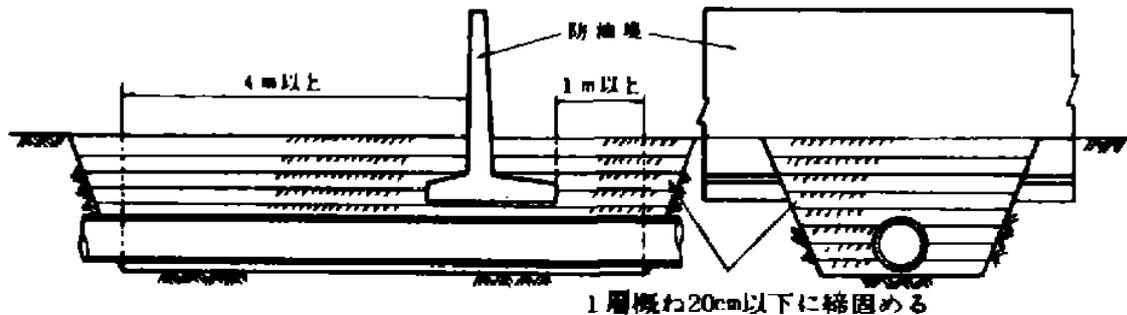
ブランケットは次によること。

- ア ブランケットは、耐油性の不透水性材料で造ること。
- イ ブランケットの施工範囲は、管渠等の地表面上への投影面の外端から左右それぞれ2 m以上、防油堤の壁内面から、盛土造防油堤にあつてはその表のり尻から4 m以上とすること。
- ウ ブランケットの厚さは10 cm以上とすること。
- エ ブランケットの施工は、当該ブランケットにより覆われることとなる地表面及びその付近の転圧を十分に行つた後に行うこと。

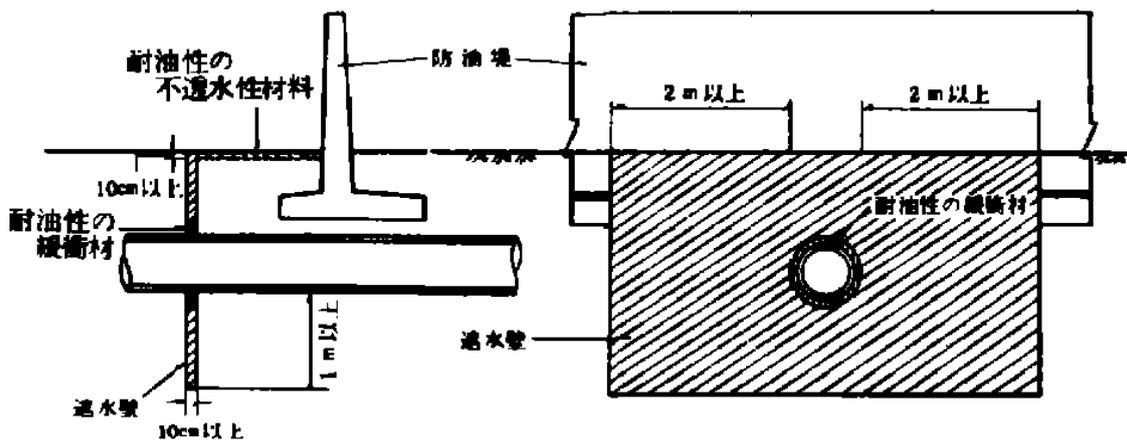
3 防油堤の地表面下の地盤の部分を横断して既に管渠等が埋設されている場合及び既に管渠等が埋設されている部分の上部に新たに防油堤を設置する場合にあつては2①又は②の措置のうちいずれか適当な措置を行うこと。

4 管渠等が防油堤の地表面下の地盤の部分横断していない箇所であつても、防油堤の基礎等の部分で多分に危険物が漏洩する恐れのある部分にあつては、当該箇所について 2①又は②の措置のうちいずれか適切な措置又はこれらと同等の効力を有することとなる措置を講じることが望ましいものであること。

例図1 防油堤築造前に埋設する管渠等の埋戻し要領



例図2 遮水壁の設置



例図3 ブランケットの設置

